

KKR

年金だより

令和8年9月発行

No.147

国家公務員共済組合連合会

主な記事

- 令和8年度 税制改正について 2
- 令和9年分 公的年金等の受給者の
「扶養親族等申告書」について 4
- KKR年金スマートサービスをご活用ください 5
- KKRおうちでオンライン年金相談・全国年金相談会のご案内 6



「蒼霧の高原」福島県南会津町

(福島県) 斎藤 敏春さん

令和8年度 税制改正について

令和8年度税制改正により、所得税の基礎控除に関する見直しや防衛特別所得税の創設等が行われました。この記事では、年金を受けている方へ特にお知らせしたい内容をご紹介します。

税制改正の詳細や確定申告等について確認されたい場合は、
国税庁ホームページをご覧ください。

令和8年度税制改正

国税庁

検索



①源泉徴収の対象となる年金額

所得税の基礎控除の見直しに伴い、源泉徴収の対象となる年金額^(※)が下表のとおり引き上げられます。

年金を受けている方の年齢		その年中に支払を受ける年金額	
		令和8年分	令和9年分
65歳以上	老齢基礎年金の受給対象の方	127万円以上	137万円以上
	上記以外の方	205万円以上	214万円以上
65歳未満の方		155万円以上	164万円以上

(※) 障害・遺族を給付事由とする年金は非課税です。

②基礎的控除額の見直し

所得税の基礎控除の見直しに伴い、令和8年分及び令和9年分^(※)の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は下表のとおりです。

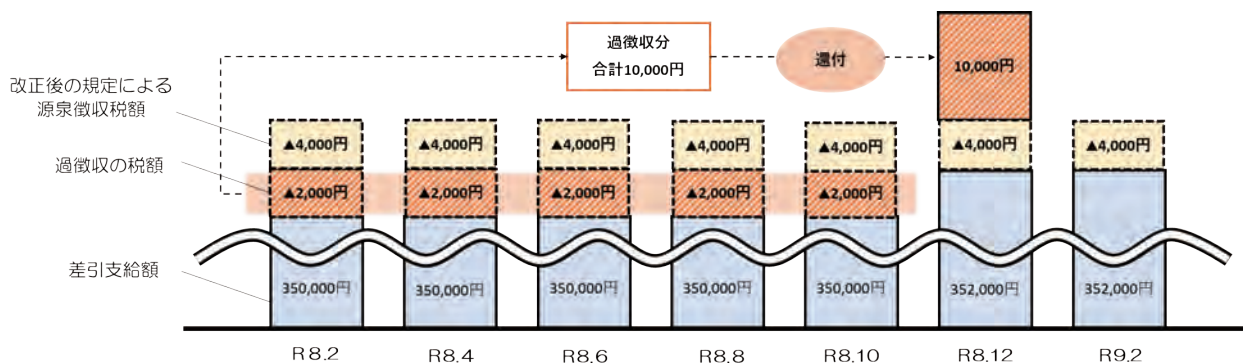
年金を受けている方の年齢	その年中に支払を受ける年金額	基礎的控除額	
		令和8年11月までの支払時	令和8年12月の精算時及び令和9年分
65歳以上	242万円以下 老齢基礎年金の受給対象の方は163万円以下	年金支給額の月割額×25%+ 105,000円 (175,000円未満のときは 175,000円)	年金支給額の月割額×25%+ 110,000円 (180,000円未満のときは 180,000円)
	242万円超 老齢基礎年金の受給対象の方は163万円超	年金支給額の月割額×25%+ 100,000円 (165,000円未満のときは 165,000円)	
65歳未満	213万円以下	年金支給額の月割額×25%+ 105,000円 (130,000円未満のときは 130,000円)	年金支給額の月割額×25%+ 110,000円 (140,000円未満のときは 140,000円)
	213万円超	年金支給額の月割額×25%+ 100,000円 (125,000円未満のときは 125,000円)	

(※) 令和10年分以後の基礎的控除額について確認されたい場合は、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、令和8年12月の年金支払時に、すでに源泉徴収した税額と、上記の表の令和9年分基礎的控除額を用いて計算した税額との精算を行い、超過額があるときは還付されます。

税額の精算イメージ図

※本図はイメージであり、金額等において実際の取扱いとは異なる場合があります。



⚠ 注意点

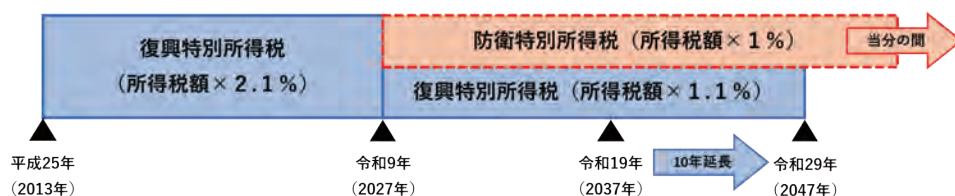
- 上記イメージ図を例にすると、令和8年12月の支払通知書における税額は、還付される10,000円から同月の源泉徴収税額4,000円を差し引いた6,000円がマイナス表記されます。
- 令和8年12月に公的年金等の支払がない場合は、前記の精算が行われないため、令和8年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、確定申告を行うことで精算することができます。
- 令和9年2月支給期以降は、前記の精算が行われないため、令和8年12月支給期と比較すると減額となります。

なお、令和9年2月支給期において、減額となった旨をお知らせする年金支払通知書は発行しておりませんので、あらかじめご了承ください。

③防衛特別所得税の創設

防衛力強化にかかる財源確保のための措置として、防衛特別所得税が創設されました。令和9年以後当分の間、所得税額に1%の税率を乗じた金額が源泉徴収されます。

なお、防衛特別所得税の創設に伴い、公的年金等から源泉徴収されている復興特別所得税については、税率が現在の2.1%から1.1%に引き下げられますが、課税期間が10年延長され、令和29年までとなります。



④扶養親族等の所得要件の引上げ

扶養控除等の対象となる同一生計配偶者及び扶養親族等について、令和8年分の所得税より、所得要件の金額が58万円から62万円に引き上げられます。

⚠ 注意点

令和8年の所得税から、上記④の扶養親族等の要件を満たすこととなった親族にかかる扶養控除等の適用を受けるには、原則として、ご自身で確定申告をする必要があります。

なお、KKR年金スマートサービスでは、e-Taxに対応した「公的年金等の源泉徴収票」(電子版)を受け取ることができ、オンラインでの確定申告が可能となります。

KKR年金スマートサービスについては、5ページをご覧ください。

⑤扶養親族等申告書の提出対象の拡大

扶養親族等申告書の提出対象が、住民税の課税対象となる方にも拡大されました。詳しくは次の4ページをご確認いただき、令和9年分の扶養親族等申告書の提出をお願いいたします。

令和9年分

公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「令和9年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(申告書)は、所得税の課税対象となる方、または住民税の課税対象となる可能性がある方にお送りしています。(税制改正により、申告書の提出対象が拡大されました。)

申告書が同封されている方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和9年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

年金を受けている方の年齢		支払われる年金の見込額	
		所得税	住民税※
65歳以上 (昭和38年1月1日以前に生まれた方)	◆老齢基礎年金の受給対象の方	137万円	71万円
	◆上記以外の方	214万円	148万円
65歳未満の方(昭和38年1月2日以後に生まれた方)		164万円	98万円

※対象拡大部分(一定の基準によりお送りしているため、住民税の課税対象とならない場合でも届くことがあります。)

■ 申告書の提出期限は、
令和8年10月30日(金)です。【厳守】

※令和8年8月3日現在の情報に基づき、送付対象者の判定を行い作成しています。

- 転居された方は旧住所でお送りしている場合があります。
- お送りした申告書に記載されている前年の申告内容と変更がある場合は、同封の「令和9年分 扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」の記入要領をご参照の上、ご申告をお願いします。

申告書が同封されていない方

- 「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、令和9年中に支払われる年金の見込額が上記の金額未満の方。
- 遺族や障害の年金を受けている方(非課税のため)

ご不明な点があるときは

申告書の発送直後は、電話が大変混み合いますので、同封の手引き「よくある質問Q&A」や、ホームページもご利用ください。

お問合せの前に
こちらも
ご覧ください

同封の冊子

「令和9年分
扶養親族等申告書の書き方と提出の手引き」

KKR
ホームページ

ホーム ▶ 年金 ▶ よくある質問Q&A ▶
年金を受給されている方向けQ&A ▶ 年金にかかる税金



通知書等の 再発行は「自動音声受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動音声受付サービス』をご利用ください。

なお、令和8年6月1日から同年10月10日の間は、**3**「扶養親族等申告書」の再発行につきましては、受付を停止しておりますので、ご了承ください。

自動音声受付サービス専用電話 **03-5212-2243**

再発行受付が
できる通知書等

1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
公的年金の
源泉徴収票

5
年金受給権者
受取機関変更届

ご利用方法

- 1 03-5212-2243**(専用電話)へおかけください。
- 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。
- 再発行を申請する方の**基礎年金番号(数字10桁)**と**生年月日(西暦・数字8桁)**を登録(入力)してください。
- 「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

- 再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- 再発行までには1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- 固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

「KKR年金スマートサービス」をご活用ください

「KKR年金スマートサービス」は、マイナポータルと連携する「e-私書箱」を利用したサービスです。このサービスをご利用いただくことで、スマートフォンやパソコンからご自身の年金に関する情報の受け取りや年金に関するお手続きができます。(※1)

年金受給者の皆さまがご利用いただける主な機能は以下のとおりです。

電子交付

- ▶ 公的年金等の源泉徴収票(※2)
- ▶ 在職中に支給される老齢厚生年金額の試算
- ▶ 年金額改定通知書及び年金支払通知書

電子申請

- ▶ 氏名・住所、年金の受取金融機関の変更
- ▶ 加給年金額対象者に係る届出
- ▶ その他の届出等

ご利用方法は
ホームページから



※1 ご自身に国家公務員共済の期間がない方等とはご利用いただけません。

※2 毎年1月に一斉配信により交付いたしますので、本サービス未登録の方は前年12月中を目途に利用登録をお願いいたします。

本サービスに関するお問合せ先
KKR e-私書箱ヘルプデスク

③このお問合せ先では本サービス以外のご照会はお受けできません。
eメール: eshishobako-kk-help@nri.co.jp
電話番号: 050-1791-5544
(受付時間 9:00~17:30 土日祝日・年末年始を除く)

KKRおうちでオンライン年金相談・全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談については、ご自宅などからオンラインで利用できる**KKRおうちでオンライン年金相談**と、対面での**全国年金相談会**を実施しております。

KKRおうちでオンライン年金相談および全国年金相談会のご利用は、事前の予約が必要です。

	web予約	電話予約	予約なし
おうちでオンライン	◎	×	×
全国年金相談会	◎	○	×
年金相談室(東京)	◎	○	×※

◎:推奨 ○:可能 ×:不可

※年金相談室(東京)の予約なしについては空きがある場合には、受付いたします。
ご予約のうえ、来庁されることを推奨します。

KKRおうちでオンライン年金相談のご案内

平日のみ

パソコンやスマートフォン、タブレット等を使用し、相談会場へお越しいただくことなく、ご自宅などからビデオ通話を利用して、対面と変わらず年金についてご相談いただける、「**KKRおうちでオンライン年金相談**」を実施しています。
ぜひご利用ください。



KKRおうちでオンライン年金相談のご利用者さまの声

知りたかった
情報が
得られました

時間を有効に
使うことが
できました



手軽に相談
できるので、
今後も継続
してほしい

ホームページからの予約(web予約)

「年金相談会予約システム」
にてご予約ください▶▶

※「KKRおうちでオンライン年金相談」は、
電話でのご予約はできません。



対面 全国年金相談会日程(令和8年10月～令和9年3月)

開催日	開催地	開催会場	開催日	開催地	開催会場
10月 9日(金)	金沢市	KKRホテル金沢	1月22日(金)	熊本市	KKRホテル熊本
10月23日(金)	札幌市	ホテルポールスター札幌	1月29日(金)	神戸市	ホテル北野プラザ六甲荘
11月13日(金)	函館市	ホテルリソル函館	2月 5日(金)	岡山市	サン・ピーチOKAYAMA
11月20日(金)	仙台市	仙台ガーデンパレス	2月19日(金)	高知市	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE
12月 4日(金)	長野市	ホテル信濃路	3月 5日(金)	名古屋市	KKRホテル名古屋
12月11日(金)	那覇市	沖縄県市町村自治会館	3月12日(金)	京都市	京都ガーデンパレス

※全国年金相談会の予約は開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
予約をされた方には、開催日の2～3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

対面 年金相談室(東京)を常設しています

KKR年金部では、東京の九段合同庁舎内1階に年金の相談窓口を常設しております。

個室で安心してご相談いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

【相談時間】
9:00～17:30
(土・日・祝日、年末年始を除く)



ホームページからの予約 (web予約)

「年金相談会予約システム」
にてご予約ください▶▶



電話での予約 **03-3265-9708** (予約受付専用電話)

※9:30～17:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

※この電話番号では、年金相談会(室)ご予約以外のご照会はお受けできません。

読者のひろば

私の趣味 将棋

将棋は小学2年生の時、4学年上の兄の影響で将棋を覚えました。老若男女の対局対話に最適です。

スマホ等の携帯は対局中電源オフ。プロ棋士は対局時に扇子を持ち込みます。アマチュアの私もプロの真似して対局中に扇子を使うと読みが深まり少し強くなったような気がします。

将棋は、普段コンピューター将棋ソフト研究、テレビ将棋番組、プロ棋士の棋譜並べ、詰め将棋等で研鑽しています。

棋風は、丁寧に手を重ね相手のミスを誘うような指し方が持ち味。昔は、勝ちにばかり拘っていましたが、現在は一局一局を楽しむ将棋で長い詰みよりも短い必至(次に詰ます)を基本としています。

将棋は脳を活性化して認知症予防になると言われています。また、将棋は「棋道」とも言われ茶道・華道・書道・武道等と同様に伝統文化・芸道を究めます。

人生の生きがいの目標の一つとして60歳以上の全国健康福祉祭・ねんりんピック将棋の部に北海道代表の一員として継続出場を目指します。

喜寿さらに傘寿まで健康寿命を延ばしながら将棋を指していきたい。

北海道 藤井 比敏 さん



私の趣味

狩猟と釣りとは20歳からやってきて、68年目の猟期も無事終えた。日本の銃猟者はピーク時50万人超だったが、激減して5万人となり絶滅危惧種である。銃猟は飛び鳥(主に雉・鴨等)を撃つ鳥猟と、猪や鹿を狩る大物猟に分かれるが、それぞれ銃も犬も弾も異なる。狩猟は「一犬二足三鉄砲」と言われるように、良き猟犬に恵まれることがイの一番であり、あとは健脚と腕次第。全力疾走する鹿を一撃のもとに倒したり、目前から飛び上がる雉を射落とす興奮とスリルは筆舌に尽くせない。谷の上から犬に追われて、火の玉のごとく谷下りして来る真っ赤な山鳥を迎え撃ち、モンドリ打って足元へ落下する様はまた格別だが、それらを詳述すれば書面がいくらあっても足りない。

釣りはジャンルが広く、海では波止釣、磯釣、筏釣を主にやってきた。紀伊半島から若狭湾周辺、淡路島を随分と釣り歩いてきたが、老いた今は近くの波止からのグレ(メジナ)、チヌ(クロダイ)釣りが主で、自宅から徒歩10分たらずの波止で楽しんでいる。特に、グレ釣りの魅力は腕によって大差が付くのと引きの強さ、数釣れるところにある。腕有れば30枚、無ければゼロになるほどその差が顕著に出る。仕掛け、餌とその刺し方、撒餌の打ち方、潮を読む眼等々持てる技を全開駆使用する。一筋縄ではいかないグレを如何に喰わせるかが堪らなく面白い。いい加減に殺生をやめないと、閻魔さんに舌を抜かれるやもと案じながら止められない。

兵庫県 森田 公司 さん

「読者のひろば」と表紙の「写真」に応募してみませんか

●「読者のひろば」原稿

- ① テー マ: 「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など自由。
- ② 応募形式: 任意の様式(Word文書を印刷したものや原稿用紙等)にて**200字以上600字以内**。
題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。
- ③ そ の 他: 掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。
匿名・イニシャルなどを希望される場合は、その旨をお書き添えください。

●表紙の「写真」

令和9年6月号(No.149)、の表紙写真を募集します。

- ① テー マ: 季節にふさわしい各地の風景などの写真。
個人が特定できる人物像の写った写真やAI生成画像等をご遠慮ください。
- ② 応募形式: Lまたは2Lサイズのプリント(横写真のみ)。
撮影日時、場所、題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。
- ③ 応募締切: **令和9年2月15日(月)**

応募資格は、いずれも当会から年金を受給されている方に限ります。

応募作品は、応募者本人が執筆・撮影した未発表のものに限ります。

なお、原稿・写真の返却はいたしません。掲載できない場合もあります。あらかじめご了承ください。



応募宛先 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金だより担当

こんなときには届出をお願いします

年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	
年金の受取口座を変更するとき	年金スマートサービス
住民票上の住所と異なる宛先へ書類の送付を希望するとき	年金スマートサービス
氏名を変更したとき	年金スマートサービス
加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき	年金スマートサービス
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したとき・加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなった等のとき	年金スマートサービス
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	
65歳前で老齢厚生年金(繰上げ支給や特別支給)を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき	年金スマートサービス
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	年金スマートサービス
遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	
年金を受けている方が行方不明になったとき	

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方

※ 年金スマートサービスの届出はKKR年金スマートサービスからお手続きできます。



●年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

国家公務員共済組合連合会 年金部

[お問合せ先] 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎



年金相談ダイヤル [年金に関するご相談・お問合せ専用]

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570におかけにできない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

年金を受けている方がお亡くなりになったときは

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570におかけにできない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間:月～金曜日 9時00分～17時30分(土・日・祝日、年末年始はご利用できません)

○休日明けの午前中、年金の定期支給日の前後1週間程度および年金支払通知書などの発送時期は、電話が大変混み合います。週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。

○電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

○ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKRホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkp 年金

検索

同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。